

兵庫教育大学教育実習総合センター専門職学位課程実習連絡調整委員会内規

〔平成25年3月15日〕
学 長 裁 定
改正 平成26年3月13日

(趣旨)

第1条 この内規は、兵庫教育大学教育実習総合センター規則（平成25年規則第2号）第11条第2項の規定に基づき、兵庫教育大学教育実習総合センター専門職学位課程実習連絡調整委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等について定める。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育実習総合センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 教育実習総合センター副センター長
- (3) 教育実践高度化専攻の各コースから選出された教員 各1人又は2人
- (4) 教育支援課長
- (5) その他センター長が指名した者

2 前項第3号に規定する委員の任期は、2年とし、同項第5号に規定する委員の任期は、委員として指名された日から同項第3号に規定する委員の任期の終期までとする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に規定するセンター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(所掌事項)

第4条 委員会は、専門職学位課程に係る連携協力校等における実習及び連携協力校等との連携協力による共同研究を円滑に実施するための連絡調整を行う。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、教育研究支援部教育支援課が処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。

2 この内規施行後第2条第1項第3号の規定に基づき最初に指名された委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、学長が定める。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際、現にこの規定による改正前の第2条第1項第3号の規定による委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。